

官民競争入札等監理委員会
第 61 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 61 回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 22 年 6 月 28 日（月）16:32～17:58

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）について

- （1）牛乳乳製品統計調査
- （2）生鮮食料品価格・販売動向調査
- （3）木材流通統計調査のうち木材価格統計調査

2. 実績評価（案）について

- （1）東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業
- （2）広島国際交流会館の管理・運営業務
- （3）見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運営業務

3. 国民年金保険料収納事業の実績評価（案）及び実施要項（案）について

4. 公共サービス改革基本方針（別表）改定案について

5. 公共サービス改革基本方針（本文）改定案について【非公開】

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、片山委員、小林委員、
前原委員、吉野委員、渡邊委員

（政府）

田村大臣政務官

（事務局）

藤岡内閣府審議官、松山政策統括官、佐久間事務局長、上野参事官、森丘参事官、
山西参事官、山谷企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので「第61回官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。本日は内閣府から田村大臣政務官に御出席いただいておりますので、一言、御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○田村大臣政務官 お疲れさまでございます。本日もお忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日は後半で公共サービス改革基本方針について御議論をいただきます。今までも様々な機会に委員の皆様から御意見を伺ってございましたけれども、それをこの一つの区切りで今後の方向性を見出していこうということで案をつくっておりますので、それも含めて今日もまた有意義な御審議をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、本日の審議に入りたいと思います。議題につきましては議事次第に掲げられている5点ということになります。

そのうち、議題5につきましては委員同士による率直かつ自由な意見交換が必要であるという観点から、「官民競争入札等監理委員会運営規則第5条」の定めに基づきまして会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開するということにいたします。

まず、3件の実施要項（案）について御審議をいただきたいと思います。議題1にあります（1）から（3）の3件ということですが、これら実施要項（案）につきまして本委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 異存はありませんので、そのようにさせていただきます。これら3件につきましては入札監理小委員会で審議してまいりましたので、その審議の結果につきまして入札監理小委員会の小林副主査の方から3件まとめて御報告をお願いいたします。

○小林委員 小林でございます。資料の1-1に基づきまして統計調査業務（3調査）についての審議の結果を御報告いたします。農林水産省所管の「牛乳乳製品統計調査」、「生鮮食料品価格・販売動向調査」、「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」、これら3業務でございますけれども、これは民間競争入札の落札者により事業を実施する計画（案）が了承されたところであります。

これら3業務につきまして論点が共通しておりますので、審議の結果をまとめて御報告いたします。

まず、第一点目でございますけれども、この3業務につきまして契約金額の支払いの中に国が実額を負担することとした謝礼支給等について、その負担の範囲を明確にするべきではないかということ審議いたしました。

これまで委託費としてその中に含めて支払っておりましたけれども、支払っている謝礼金につきましてはそれを実額支給するというので、郵送料と謝礼支払いについてその実額を支給するに当たって、入札に参加する参入者の理解を深めるためにその費用の実績等を記載するべきではないかということ審議いたしました。

その対応といたしまして、謝礼支給については「謝礼代」、及び「謝礼品代」。また、

その郵送料でございますけれども、調査関係用品の配付及び調査票の回収については郵送にかかった代金と対象の範囲を明記いたしました。また、それらについて実績を記載するというようにしていただきました。

2 ページ目でございます。

それに関しまして、落札者決定に当たっての評価項目につきまして、その「調査客体への謝礼を迅速・正確に行うための工夫が示されているか」ということが加点項目として設定してありましたが、それは工夫を評価するよりも謝礼支給が確実に実施できることが必要なのではないかということを審議いたしました。

その対応といたしまして、謝礼を迅速・正確に行うことについては、必須項目である具体的な手順において確実な実施が可能な内容になっているかを評価するというようにして、加点項目からは削除していただいたということでございます。

同様に調査関係用品の配付に係る加点項目についても削除していただいたということがあります。

しかしながら、謝礼支給、調査関係用品の配付について提案書において工夫が見られた場合には、「その業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか」ということの中で評価するというようにいたしました。

3 点目でございます。

オンライン調査の導入促進でございますが、オンライン調査については、今後、調査の効率性を高めるために積極的な導入促進を行う必要があるということで、そのオンライン調査の導入促進を図るための具体的な提案を求めて、落札者決定に当たっての評価項目として設定することが必要ではないかという点を審議いたしました。

この対応といたしまして、オンラインの導入促進の方法については民間事業者の創意工夫を求めることとして、この提案項目については「オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか」という点を評価項目、加点項目として設定して評価することにしていただきました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、小林副主査から御報告がありましたとおり、本実施要項（案）につきまして了承ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、公共サービス改革法第 14 条第 5 項の規定によりまして、付議された 3 件の実施要項（案）については監理委員会として異存はないということにいたします。

続きまして、2 番目の議題であります 3 件の実績評価（案）であります。これもまとめて御審議をいただきたいと思っております。

これら実績評価（案）につきましては、各法人からの実施状況報告に基づき、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。本日は入札監理小委員会での審議結

果を踏まえた実績評価（案）について御審議をいただきたいと思ひます。

まず、「東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業」、及び「広島国際交流会館の管理・運營業務」の2件につきまして内閣府から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、内閣府の方から御説明をさせていただきます。日本学生支援機構所管の「東京国際交流館プラザ平成」の会議施設、それから「広島国際交流会館の管理・運營業務」の評価ということで御説明をさせていただきますと思ひます。

両事業とも、平成20年4月から3年間の契約ということで、民間競争入札の落札者が実施してきております。今回は20年度と21年度、2年分の実施状況を踏まえまして評価（案）を作成させていただきました。

資料の方ですが、お手元の資料2が「東京国際交流館」、資料3の方が「広島国際交流会館」ということになってございます。

最初、それぞれ前段の3ページ、4ページ部分までが当方で作成した評価（案）、その後が学生支援機構さんから御報告をいただきました実施状況という資料の構成になってございます。

それでは、東京国際交流館の評価（案）につきまして、御説明をさせていただきます。

この事業につきましては、東京国際交流館プラザ平成という会議施設がござひます。こちらの施設の貸出、運用、それから料金徴収の代行といったような業務を行うものとなっております。

業務に当たり確保されるべき質といたしましては、会議施設の稼働率、それから徴収料金、この2つを設定させていただいております。

まず、会議の施設の稼働率でござひますが、資料2の2ページ目の方を開いていただきますと、中ほどにアとしまして「会議施設稼働率」という表が書かれてござひます。会議施設の区分、それから催事の内容に応じて4つの区分に応じて目標を設定させていただいておりますが、民間事業者の方は施設の利用マニュアル、あるいは施設案内のパンフレット、自治体広報誌等の活用といったところで、積極的な広報を図っていただきまして、20年度、21年度ともに目標の稼働率は達成されておまして、評価ができるものという形で整理をさせていただいております。

もう一点の目標、サービスの質でござひます「徴収料金」でござひますが、3ページの方に入ります。18年度の実績額ということで3,160万円という目標の額を設定しておりました。稼働率が向上したということもありまして、この徴収額につきましては18年度比でいうと20年度で78%の増、21年度で75%の増ということで、こちらの方も目標を達成できたものということで評価をさせていただいております。

それから、「実施経費」のところではござひますが、今回は実施に要した経費と料金徴収、収入額ですが、これの差し引きの収支というところで比較をさせていただきました。その整理をした表につきましては、4ページの方になってしまうのですが、整理をさせていただいておりますので、御覧いただければと思ひます。

この事業におきましてはインセンティブ、成果報酬をつけさせていただいております。これは先ほど御紹介いたしました徴収料金、3,160万円を超えた額の75%につきまして、別途、お支払いをするという形になっております。それが表の「区分」の下にあります「業務委託費収入増加分」に記載をさせていただいております。

その上の「委託費基本額」が契約額に応じた支払い、3年間ですので契約額の3分の1という支払いになっておりますが、こちらの双方を足したものを「実施経費」といたしまして、先ほどの徴収料金の差し引きということで「収支」、一番下のところになりますけれども、整理をさせていただいております。

18年度、従来の実施で見ますと実施経費の方が超過しているという状況でありましたが、20年度、21年度につきましては逆に収入額の方が超過するというので、収支の改善が図られたものということで書かせていただいております。

最後の「評価のまとめ」でございます。

このように、サービスの質、それから本業務に係る収支といったところも改善が図られたということで、良好な事業が実施できたものと考えてございます。

この次の事業におきましては、業務の包括化による更なる効率的な業務実施を図る観点ということで、この国際交流館プラザ平成と併せ設置された留学生、研究者の宿舎がございます。ここに係る業務を含める方向で次の民間競争入札を、是非、検討いただきたいということでございます。

ただし、このプラザ平成の部分につきましては、独法の中期目標、21年度から5年間の目標ですけれども、実はこの中で売却も含めた資産の在り方について関係機関と調整するという方向性が出されています。

それから、事業仕分けの中で先ほど御紹介しました宿舎の事業につきましては廃止という評価結果を受けたところでございます。

ということで、この次の事業につきましてはまずは文部科学省、機構におきましてこれらについて検討いただきまして、その結果を踏まえて次の事業の在り方を検討することが必要だということでまとめさせていただいております。

以上が東京国際交流館プラザ平成の評価（案）になります。

続きまして、広島国際交流会館でございます。資料は3の方になります。こちらは留学生の宿舎につきましての管理・運營業務という中身になってございます。

平成20年度から広島、今回の事業でございます。それから、21年度からは大阪第二という会館をやらせていただいております。22年度からは兵庫国際交流会館ということで、毎年毎年、1か所ずつ増やしてきているということで、最初の広島について、今回、評価をやらせていただいております。

サービスの質としましては、2ページ目の方になりますが、アンケートによる「満足度」を設定してございます。「入居者の満足度」が9項目、それから「催事の満足度」が2項目、合計11項目それぞれにつきまして「満足」、「やや満足」といった回答を80%以上

とるところを目標として設定させていただいておりました。

結果を見ますと、いずれも9割以上という水準になっておまして、目標は達成できたものと評価をさせていただいております。

続きまして、「実施経費」の方ですが、3ページの方に入ります。

こちらについては3年間の契約ということで、6,671万円ということで契約を結ばれております。この経費につきましては従来の実施と比べますと82%というところに相当いたしまして、機構側は3年間で1,423万円、1年間でいうと474万円の経費削減という結果になってございます。

最後、「評価のまとめ」でございます。

このように、質、それから経費の削減、この双方が実現できたということでございまして、この次の事業につきましてもやはり業務の包括化を更に検討いただきたいということで、例えば入居者の受付ですとか面接、選考、それから各種催事の企画といった業務が、広島の委託業務では除かれております。

これらも次の事業については包括をするということで検討をいただきたいということでございます。

ただ、先ほどプラザ平成でも御紹介いたしました留学生の宿舎の事業につきましては、事業仕分けの中で廃止という評価結果を受けているものですから、こちらの件につきましても、まず文部科学省、機構の方でまずそういった検討をいただいた上で次の事業の在り方を検討していく必要があるということでまとめさせていただきました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。続きまして、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運營業務」につきまして、同様に内閣府の方から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、内閣府から独立行政法人日本貿易振興機構所管の「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運營業務の評価（案）」について説明をさせていただきます。

平成21年4月から2年間の契約期間として民間競争入札の落札者が実施しているものです。資料はお手元の資料4となっております。4ページまでが内閣府の方で作成した書類です。後ろの2枚が機構より提出された資料となっております。

業務内容は見本市・展示会のデータベースの管理・運営を行っております。業務に当たり確保されるべき達成目標はJ-messeへのアクセス件数、見本市等の新規登録件数、見本市等の更新件数、そしてコンテンツの内容の正確性を維持する、各業務において機構が設定した期限を厳守することの5つが設定されております。

2ページの中ほどを御覧いただきたいと思います。

中ほどの(1)、「対象公共サービスの達成水準」。ア、「J-messeへのアクセス件数、見本市等の新規登録件数、見本市等の更新件数」というところを御覧ください。

民間事業者はこれらの目標を達成するために、新たなダイレクトリーに広告を掲載した

り、また各県の商工会議所連合会、在日外国商工会議所、また世界各国主要商工会議所にメールを送信するなど、創意工夫を凝らした積極的な広報活動を行ってまいりました。

その結果、景気後退により海外ビジネスや展示会への参加意欲が減退した影響を受け、アクセス件数では目標を達成することができませんでしたが、新規登録件数、また更新件数は目標を上回る実績となっており、この民間企業の積極的な広報活動については、評価をしております。

次に3ページを御覧ください。

イ、「コンテンツの内容の正確性」についてです。毎月、サンプル抽出してモニタリングを実施した結果、すべてのコンテンツで正確性が確保されており、目標達成できたものとして評価しております。

次に、ウ、「各業務において機構が期限を厳守すること」についてです。3ページに各業務を一覧にさせていただきました。これらの期限につきましてはすべての業務で守られており、その目標を達成できたものと評価しております。

4ページを御覧ください。

「実施経費」についてでございます。2年間の事業としての契約額は約4,312万円となっております。これは従来の実施に要した経費の約80%に相当しております。機構側は2年間で約1,074万円、計算しますと1年間に約537万円の経費が削減されています。

「評価のまとめ」といたしましては、民間事業者の創意工夫を生かした広報活動が行われ、公共サービスの質の維持・向上、そして経費の削減の双方が達成されております。また、この次期事業におきましては民間事業の更なる創意工夫を生かした効率的な事業実施を図っていくために、契約期間の延長を含めた民間競争入札の実施について検討することが必要だと考えております。

以上で内閣府からの説明を終わらせていただきます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、以上の3件につきまして御意見、御質問等ありましたら、御自由にお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この実績評価（案）の内容で監理委員会として異存はないということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 では、異存はありませんので、そのようにさせていただきます。そういたしますと、3番目の議題に入ることになりまして、3番目の議題につきましては「国民年金保険料収納事業の実績評価（案）と実施要項（案）」というものですが、まず、実績評価（案）から御審議をいただきたいと思ひます。

こちらにつきましては、前回、5月に開催いたしました監理委員会におきまして入札監理小委員会での審議状況を中間報告として御説明をいただきました。本日はその際の審議結果等も踏まえました実績評価（案）について、御審議をいただきたいと思ひます。

では、内閣府から説明をお願いいたします。

○事務局 資料5を御覧いただけますでしょうか。日本年金機構、旧社会保険庁の国民年金保険料収納事業に関する評価について御説明申し上げます。

業務の内容といたしましては、主に滞納者を対象とした督促業務を民間事業者に委託するというものになります。対象の拠点としましては、全国で312事務所あるうち、平成19年度開始の95事務所分と平成20年度開始の90事務所分の事業実施に関する評価となります。

2ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらに目標の達成度の表が一番下に記載してございます。達成事務所、未達成事務所ということで分けています。目標を達成している事務所もありますが、未達成の事務所が非常に多い状況となっております。

次に比較です。3ページにまいります。

こちらで同一期間における委託した事務所の現年度保険料納付率の伸び率と委託をまだしていない事務所との比較をいたしましたところ、民間委託を実施したところの方が委託していないところよりも納付率の伸び率が低い状態です。

同様に、同じ事務所において委託実施前と委託実施後と比較したところ、委託実施後の方が伸び率が低い状況となっております。

次、3ページの下の方の方にまいります。

納付督促の手法についてでございます。委託事務所の方が委託していない事務所に比べてまして電話の件数が非常に増えております。一方、戸別訪問の件数が激減している状況です。

同様に、委託実施前と実施後と比較しましても、委託実施後の方が電話件数が非常に大きくなっており、戸別訪問の件数が激減しているという状況になっております。

6ページにまいりまして、従来費用とのコスト比較を記載していますが、コストとしては非常に大きく削減されております。平成19年度でいきますと64%の減、20年度においては73%の減ということで、非常に大きく、大幅にコストが削減されております。

この理由といたしましては、民間事業者が督促手法として電話督促を中心に行って戸別訪問を減らしたためと考えられます。

6ページの真ん中辺りから受託事業者から行ったヒアリングを記載していますが、一例を挙げますと、「総合評価点の算出方法をより質の高い提案をした事業者が落札できるように、除算方式ではなくて加算方式にするべきではないのか」といった提案が挙がっておりました。

7ページの下のところから「評価」になります。

結果といたしまして、大幅な経費削減とはなっているものの、目標が未達成の事務所が非常に多いという状況、及び事業者に委託された事務所の方が委託されていない事務所よりも現年度の納付率の伸び率が低く、また、実施前の年度の実施内容と実施後と比較したところ、実施後の方が納付率が低い状況となっている状況です。

この状況を踏まえまして、事業者からのヒアリング内容を機構側に通知したり、小委員会におきまして機構からの改善の提案、それから、それに対する各委員の先生方の御指摘、これを複数回、何度となく行った結果として最終的にやっとではありますが、機構側としては総合評価の算出方式につきましては除算方式であったものを加算方式に変えると。

点数の配分につきましては、技術点を3、価格点を1。3対1ということで、より質の高い提案をしてきた業者を評価する方向での調達形式にしたいということをおっしゃっています。

併せまして、日本年金機構側の体制も脆弱な部分がありましたが、委託業務に対する体制を強化するということが、及び訪問の督励実施方法についても実施要項（案）で謳うという形となっております。

これを踏まえまして、本事業が効率的かつ効果的に、平成22年10月からまた新たに調達がありますけれども、効率的な実施がされることが期待されている状況です。

事務局からの説明は以上になります。

○落合委員長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この実績評価（案）の内容で監理委員会としては異存はないということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がないということにいたします。続きまして、今度は実施要項（案）についての御審議ということですが、まず、この実施要項（案）について本委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存はありませんので、議を行う手続に入りたいと思います。本件についても入札監理小委員会で審議をしておりますので、その審議結果につきまして小委員会の榎谷主査の方から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。前回、御報告いたしました以降のことが中心になると思いますけれども、先ほど、御説明がありました評価書を受けて、22年度開始の実施要項にいかにか盛り込むかということについて中心的に議論をいたしました。

小委員会ではこのような開催を何度もいたしましたけれども、前回も申し上げましたけれども、基本的には日本年金機構のこの市場化テストは日本年金機構の責任、あるいは厚生労働省の責任で行われるということが本来なのですが、それについての認識が日本年金機構で少し理解がされていなかったのではないかと。

そういうことで、偽装請負というようなところを過度に意識して、民間事業者との連携が相当足りなかったということも大きな原因になっているのではないかと理解をしております。

まず、1番はその開催実績です。2の「前回の官民競争入札等監理委員会以降の審議内

容」でございますけれども、まず、「日本年金機構による改善提案について」ということで、3つの提案がありました。

まず、日本年金機構における保険料収納事業の実施体制の強化ということで、先ほどの評価(案)にもありましておりの実施体制を強化していただいたということでもあります。

2番目は入札の総合評価方式について、今までは除算方式ということで技術点について必ずしもその反映をしないというところもありましたが、今度は加算方式に変更していただいたと同時に技術評価点と価格評価点の割合を3対1にするとともに、評価基準表の得点の配分につきましても戸別訪問を相当大きく重視していただいたということでもあります。

それから、3番目は戸別訪問従事者の必要最低限の配置数を各年金事務所、185事務所ごとに設定していただいて、更に下記の文言も実施要項に記載していただいたということでもあります。

「なお」ということで、「なお、上記必須配置数は保険料滞納者に対する納付督促及び免除等申請手続の勧奨等業務の実施に最低限必要な人数として、平成21年度における各年金事務所の国民年金推進員」、これが免除等の申請手続の勧奨業務を実施しているところですが、「その配置数をもとに算出したものであり、民間事業者は業務の適切な実施に必要なとなる十分な人員の配置に最大限取り組むものとする」ということで、このような文言も実施要項に記載していただきました。

それから、(2)です。

「実施要項の審議について」ということで、コメント、これは4枚めくっていただきますと、国民年金保険料収納業務の議了に当たってのコメントという形で、入札監理委員会の主査としてこのようなコメントをさせていただきました。実施要項の抜本的な見直しということと、実施体制の強化の必要性。

それから、その次のページで「事業実施の成果の重視」ということで、これについて私の方からコメントをさせていただきますして、年金機構の方ではこれを受け入れるという答弁がございました。

それから、記者発表ですけれども、本日、この会議の終了後、田村政務官のもとで記者会見、記者発表する予定をしております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、樫谷主査からの御報告がありましたとおり、本実施要項(案)について了承ということでしょうか。

○逢見委員 一点、よろしいですか。

○落合委員長 はい、どうぞ。

○逢見委員 本事業につきましては、いわゆる違法派遣の指摘を受けたということがございますけれども、この派遣法違反について実施要項そのものの書きぶりに問題があったのか、あるいは実施要項そのものには問題なかったけれども、機構が実施している過程でそのような問題が生じたのか。そのどちらでしょうか。

○樫谷委員 派遣法の問題は何かありましたか。

○佐久間事務局長 特に何か問題が発生したということではございません。その恐れがあるということで、本来、機構側としてとるべき監督の措置が必ずしも十分ではなかった部分があると。

我々の方からしますと、そこの趣旨を十分御理解をいただいていた点としてのその機構側の御発言というか、説明の一つのスタイルということになります。

○逢見委員 わかりました。

○落合委員長 ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。○本田委員長代理 今回の見直しはやむを得なかったと思うのです。昨年の基本方針の中では、できるだけ民間企業の創意工夫を生かすために、細々したことについてはできるだけ触れないようにしようということでした。今回は、一番大事な納付率が問題になっていて、訪問回数、訪問を何人しなければいけないといったことが議論になっていますが、本当はそういうことではなくて、目標をびしっと決めて、それを民間企業の創意工夫でやらなければいけなかったと思うのです。一番の問題は19年にもこの問題の総括をやって、今回、こういうことにせざるを得なかったその最大の問題はこの案件だけではなくて、ほかの省庁の案件にもあると思います。つまり、先ほど樫谷委員がおっしゃいましたように、委託しても、その行政についてサービスをしている最終的責任はそれぞれの省庁にあるということです。ここの理解が非常に弱い。だから、途中も見ない。何も見ない。入札に出すことを抵抗して、出した後は見ないという感じになっているので、本当はそれぞれの民間企業が創意工夫で約束したことを様々な方法でやって、できなかつたら最終的には契約違反ということで切るとするのが本当の姿ですけれども、今回、ある意味で人数を決めたりせざるを得なかった。

その最大の問題はやはり委託した省庁、行政府の方にあるということをよく内閣府の方から各省庁の方に言っていただきたいという感じがいたします。

○落合委員長 それ以外に何か。特にないようでしたら、了承ということでよろしいでしょうか。それでは、この実施要項（案）につきましては監理委員会として公共サービス改革法第14条第5項の規定に基づいて了承ということにしたいと思います。

では、4番目の議題であります。これは公共サービス改革基本方針の改定案についての御審議ということですが、まず最初に別表の部分につきまして御審議をお願いしたいということですが、この部分につきましては本委員会で既に御議論をいただいております、その意味で実質的な議論は終了していると考えております。

政府内の調整を終えた最終案を内閣府の方から説明をお願いいたします。

○上野参事官 資料の方でございますけれども、資料7が各省協議を経てきた変更（案）でございます。委員の先生方には、前回、議論をしていただいたところから変わったところを資料Aで簡単にまとめてございます。

資料Bは先ほどの資料7と同じでございますけれども、前回、御議論いただいたところから変わったところを赤字にしているものでございます。

加えて、資料8が関係がございまして、「統計調査の民間委託における入札・契約の状況」というものを配らせていただいておりますけれども、これにつきましては4ページの統計の(10)のところで、「内閣府が実施した統計調査の民間委託における入札契約の状況調査の結果を踏まえ」ということの内容がこちらの資料8でお配りしているものでございます。

資料Aの方で状況を簡単に御説明させていただきたいと思いますが、前回、御提示申し上げてから基本的に大きな変更はございまして、内容の明確化、具体化が中心となっております。

若干、コメントを申し上げますと、この資料Aの方ですが、2ページ目の(6)、「国民公園の維持・管理業務」です。国民公園につきましては対象範囲を拡大することにつきまして、現在、まだ調整をしているという状況で【P】という形にさせていただいております。

それから、3ページ目のところでもございまして、独法のところで日本学生支援機構の(16)、(17)とございますが、これは先ほど評価で出てきたところでもございまして、事業仕分け等の結果を踏まえて、今後、検討するという追加しているというものでございます。

それから、4ページ目のところで、(34)、中小基盤整備機構の「中小企業大学校」でもございますが、これにつきましても事業仕分けで指摘がございまして、その事業の廃止を含めた変更があり得るという前提つきではございますけれども、拡大措置をするということです。

現在、2校でございまして、これを23年度から、ほかの7校に拡大するということについて、今後、計画を策定するという形にしてございます。

それから、4ページ目の11番でございまして、「国立大学法人関連業務」。これにつきましては資料の方では、前回、御提示したままの状態でもございますけれども、文部科学省とは改革の必要性については一致しているところでございまして、個々の調整をしているという状況でございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、冒頭にもお話ししましたけれども、これから非公開の審議に移りたいと思います。傍聴者の方は御退席をお願いいたします。